成分沙卜包

明白なで命名う



日比谷タックス&ロー弁護士法人 ^{弁護士} 堀田陽平

ましと中小企業に求められる対応のポイントをまとめます。スを保護するためのガイドラインが策定されました。そのあらこのほど、事業者とフリーランスとの取引についてフリーラン

確化を行ないました。

法的意味合い「フリーランス」の定義の

とを受けて、ことし3月26日、「フ

の取引トラブルが増加しているこ

今、

企業とフリーランス間で

ン」(以下、「ガイドライン」とい環境を整備するためのガイドライリーランスとして安心して働ける

います)

が、策定されました。

ガイドラインでは、フリーラン

ガイドラインでは、「フリーランス」を、「実店舗がなく、雇人ンス」を、「実店舗がなく、雇人って、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者を指す」と定義しており、いわゆる「個人と定義しており、いわゆる「個人を定義しており、いわゆる「個人を定義しており、いわゆる「個人を定義しており、いわゆる「個人を定義しており、いわゆる「個人で商店を構事業主」より狭い概念とされている。

等防止法

(以下、「下請法」とい

①独占禁止法・下請代金支払遅延スと発注企業との取引について、

場合にも同じく注意が必要です。 場合にも同じく注意が必要です。 場合にも同じく注意が必要です。 場合にも同じく妥当することになり ます。個人事業主に対してもガイドラインで示された考してもガイドラインで示された考しても対イドラインで示された考してもガイドラインによる「フルーランス」の定義には、法的なり、ガイドラインによる「フルがある」の定義には、方インによる「フルがある」の定義には、方による「フルがある」という。

判断基準の明確化

フリーランスのなかには極めて

対する競争法の適用の在り方の明

③ 労働者性の判断基準の明

在り方の明確化、

②仲介事業者に

います)といった競争法の適用の

適用することとされています。化を図り、適切に労働関係法令をは、「労働者」の判断基準の明確があることから、ガイドラインでがあることから、ガイドラインでがあることから、ガイドラインでがある。

①労働基準法の「労働者」

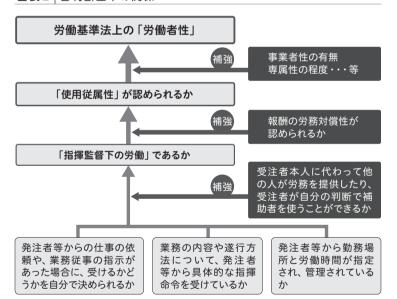
労働基準法9条では、「労働者」 安働基準法9条では、「労働者」 を、「職業の種類を問わず、事業 をを支払われる者をいう」と定義 しており、これらは、①指揮監督 しており、これらは、①指揮監督 しており、これらは、①指揮監督 しており、これらは、①指揮監督

前記の「労働者」の定義は、労働とは、一般的にはその他の合法を除き、一般的にはその他の労働関係法令の適用を受ける「労働関係法令の適用を受ける「労働関係法令の適用を受ける「労働組合法上の労働者概念についても明確化を図っていますが、本稿では扱いません)。

図表1 「労働者性」の判断要素とその内容

	要素	内容	
指揮監督下の労働	仕事の依頼、業務 に従事すべき旨の 指示等に対する諾 否の自由の有無	発注者等から具体的な仕事の依頼や、業務に従事 するよう指示があった場合などに、それを受ける か受けないかを受注者が自分で決めることができ るか	
	業務遂行上の 指揮監督の有無	業務の内容や遂行方法について、発注者等から具 体的な指揮命令を受けているかどうか	
	拘束性の有無	発注者等から、勤務場所と勤務時間が指定され、 管理されているか	
	代替性の有無	受注者が自分の判断によって補助者を使うことが 認められているか	
報酬の労務対償性		支払われる報酬の性格が、発注者等の指揮監督 の下で一定時間労務を提供していることに対する 対価と認められるか	
補強要素	機械、器具、衣裳 等の負担関係	仕事に必要な機械、器具等を、発注者等と受注者 のどちらが負担しているか	
	報酬の額	仕事に対して発注者等から受け取る報酬の額が著 しく高額ではないか	
	専属性の程度	特定の発注者等への専属性が高いと認められるか	
	その他	採用経緯、税務上の扱い、労働保険の適用等	

図表2 | 各判断基準の関係



出典) 内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省「フリーランスとして安心して働ける環 境を整備するためのガイドライン」(令和3年3月26日)

裁判例では、

定

労働者性を肯定しない 注文者が 当該契約に係る業務 業務指示があっても、 |質上も考慮して通常 示 である場合には、 ?行なう程度の

関係法令が適用されることのな ように注意が必要となります。 フリーランスガイドラインに たがかっ て、 意図 せずして労働

ガイドラインでは、 よる「労働者性」の判断基準 明確化 ガイドラインでは、 「労働者性

判断枠組みを図表2のように明確 ように示しました。 また、 の判断要素を前提に、 判断要素とその内容を図表し 具体的 n な 0

(1)

(3)

に示しました。 主要な判断要素の該当性のポ

勤務時間の指定・管理」 仕 て具体的な指示」「勤 判断にあたり出発点となるのは 由 事の 二「業務内容、 業務指示等があった場合に、 注者からの具体的な仕事の依 断枠組みのとお |事の依頼等の諾否の自由 依頼、 業務指 遂行方法につ ŋ 示 です。 の諾否 務場所 労働者性

自

11

0

なり、 働きます。 は 合には、

作業を断ることができない場合」 に含まれる個々の作業単位では、 自 くつかの作業からなる は、 一分の判断で受注した結果、 もっともガイドラインでは、「 ではないとされています。 直ちに労働者性を肯定する [仕事] それ を V

これを拒否することができない場 なく指揮監督関係にあることと 労働者性を肯定する方向に 対等な当事者間の関係 で

契約内容も併せて判断する必要が 否の自由 ります。 L たが つ 0 有無を判断するには、 て、 仕事の依頼等の諾

② 業務遂行上の指揮監督の有無

きます。 なかでも最も重要な要素です。 労働に従事するという雇用契約の 指揮命令がなされている場合に 業務の内容や遂行方法に対 いから、 労働者性を肯定する方向に働 使用者の指揮命令の下で 労働者性の判断要素

は、

特徴

もっとも業務委託

ちに指揮監督関係があ を締結している以上 約等であっても、 なります。 るとされるわけでは ているからといって直 何らかの指示がなされ せることになるため、 刊義務関係を生じさ 当事者間において 程 度 が 問 題 な

事 務の性質を併せて考慮する必要が 例 が見られ、 契約内容とその業

要な程度を超える指示となるた 方法に裁量がなく業務の性質上必 されているような場合には、 が、これに加えて、 性を肯定することにはなりません 運送物、 る指示であり、 たとえば、 労働者性を肯定する方向に働 業務の性質上当然に必要とな 運送方法等が指示、 運送先、 運送業務におい それだけで労働者 運送時間の指 運送経路、出 運送 管理 て

される方向に働きます。 することとなり、 ような場合にも、この要素に該当 業務以外の業務に従事させている 等によって、通常予定されている また、発注者による命令や依 労働者性が肯定

3) 勤務場所および勤務時間の拘 束の有無

とを示す基本的な要素となります ではなく、それが 勤務時間の拘束があるからとい 般的には、 勤務場所および勤務時間が指定 この場合も一定の勤務場所や 直ちにこれが肯定されるわけ 管理されていることは、 指揮監督関係にあるこ 「業務の性質等

> 揮監督するため」 によるもの た視点が重要です。 か、 業務の遂行を指 のものかとい

ないとされています。 労働者性を肯定する要素とはなら 質上当然に必要な程度であれば、 要によるものである等、 たとえば、 他の職種との工程の調整の必 時間や場所の指 業務の性 示

労働者性の認定は難し L

(4)

に相談することも重要です。 の主張がされた場合には、 なく、フリーランスから労働者性 等を勘案する必要があることか なったものの、前記のとおり、 度問題となることや、 性の認定は一定程度わかりやすく ガイドラインによって、 実際にはその判断は容易では 契約の内容 専門家 労働者

う事業者が遵守すべき事項フリーランスと取引を行な

下請事業者

資本金3億円以下(個人を含む)

資本金1,000万円以下(個人を含む)

資本金5,000万円以下(個人を含む)

→ 資本金1,000万円以下(個人を含む)

引に何らの法規制もないわけでは たとしても、 態に照らして労働者性が否定され 前 記 競争法の適用があります。 の判断枠組みに従って、 フリーランスとの取 実

(1) フリーランスガイドラインに よる競争法の適用の明確化

親事業者

親事業者

資本金3億円超

資本金1,000万円超3億円以下

資本金5,000万円超

資本金1,000万円超5,000万円以下

出典) 公正取引委員会 HP「下請法の概要」

独 占禁止法は、 |事業者 (およ

> が、いずれの場合も、 図表3のとおり定められています 資本金の規模と取引内容に応じて る「親事業者」「下請事業者」は、 ます。また、 業者」には、 が び あり(独占禁止法2条1項)、「事 事 ·業者団体」) 下請法の適用を受け 個人事業主も含まれ に対 下請事業者 して適 用

適用があり、 も下請法もフリーランスに対して 優越的地位の濫用_ そのため、

もともと独占禁止法 独占禁止法に定める や下請法の

には個人が含まれます。

げ、これらの行為に独占禁止法と

し問題となり得る行為類型を挙 スとの関係で優越的地位の濫用と インでは、発注企業とフリーラン

下請法の適用があることを明確に

識が強かったことから、

ガイドラ

には何らの規制もない」という認

また、「フリーランスとの取

引

に執行されていませんでした。

ランスに対して必ずしも積極的

② 問題となり得る行為の明確化

しました。

が示した行為が図表4です。 なり得る行為としてガイドライン 引において、独占禁止法上問題と 発注企業とフリーランスとの取

といえます。 金銭請求に直接つながることか 必要です。 われやすいとされており、 な発注取消しといった行為が行な ①~③の報酬の関係、 中小企業との関係においては、 紛争に発展する可能性が高 特に、 報酬の関係 ⑤の一方的 注意が

(2) 情報成果物作成・役務提供委託を行なう場合((1)の情報成果物・役務提供委託を除く)

③ 取引条件を記載した書面交付 の位置づけ

なう場合には、 フリーランスに対して発注を行 口頭での発注がな

図表3 下請法の親事業者・下請事業者の定義 (1) 物品の製造・修理委託および政令で定める情報成果物・役務提供委託を行なう場合

企業実務 2021. 7

規制は、

フリー

ランスとの

取引に

対しても適用があります。

しかし、これらの規制は、

フリ

図表4 独占禁止法・下請法上問題となり得る行为

図表4 独占禁止法・ト請法上問題となり得る行為			
独占禁止法上問題となり得る行為	下請法との関係		
(カッコは独占禁止法)	(カッコは下請法)		
① 報酬の支払遅延	支払遅延		
(2条9項5号ハ)	(4条1項2号)		
② 報酬の減額	下請代金の減額		
(2条9項5号ハ)	(4条1項3号)		
③ 著しく低い報酬の一方的な決定	買いたたき		
(2条9項5号ハ)	(4条1項5号)		
④ やり直しの要請	不当なやり直し		
(2条9項5号ハ)	(4条2項4号)		
⑤ 一方的な発注取消し	不当な給付内容の変更		
(2条9項5号ハ)	(4条2項4号)		
⑥ 役務の成果物に係る権利の一方的	不当な経済上の利益の		
な取扱い(2条9項5号ロ・ハ)	提供要請(4条2項3号)		
⑦ 役務の成果物の受領拒否	受領拒否		
(2条9項5号ハ)	(4条1項1号)		
⑧ 役務の成果物の返品	返品		
(2条9項5号ハ)	(4条1項4号)		
⑨ 不要な商品または役務の購入・利用	購入・利用強制		
強制 (2条9項5号イ)	(4条1項6号)		
⑩ 不当な経済上の利益の提供要請 (2条9項5号ロ)	不当な経済上の利益の 提供要請(4条2項3号)		
① 合理的に必要な範囲を超えた秘密 保持義務等の一方的な設定 (2条9項5号ハ)	(該当なし)		
⑫ その他取引条件の一方的な設定・変 更・実施(2条9項5号ハ)	(該当なし)		

に従事させることは、

労働者性を

業務についても指示を行ない業務

また、契約に定められていない

ています。 律上課されているものの、 件を記載した書面の交付義務が法 ではないということが前提となっ 交付義務がないことから、 止法においては、 法律上は書面の 独占禁

対応のポイント 中小企業における

な

規制があることを認識する フリーランスとの取引にも法

(1)

フリーランスとの取引にも競争 就業実態に照らして労働関

適切」とされているのは、

下請法 取引条

親事業者に対して、

なお、ここで「独占禁止法上不

切である」としています。

く、発注事業者が当該書面を交付 注を行なう場合に、正当な理由

しないことは「独占禁止法上不適

注企業がフリーランスに対して発

させる可能性があります。

そこで、

ガイドラインでは、

発

前記の問題となり得る行為を誘発

されることが多いとされていま

しかし、このような口頭での

取引条件を曖昧にさせ、

ています。 肯定する事情の1つになるとされ 業であるのに対して、相手方が個 の判断にあたっては、 に対して「優越的地位」にあるか ることを理解しておきましょう。 係法令の適用がなされる場合があ 人であるという事情も、 発注企業がフリーランス 発注者が企 優越性を

性があることに留意しましょう。 による規制を受ける側に立つ可能 リーランスとの関係では、競争法 れる立場にあった中小企業も、フ との関係において、競争法で守ら したがって、これまで、大企業

② 業務の切り出しと契約書への 落とし込み

発する可能性があります。 的地位の濫用となり得る行為を誘 取引内容が曖昧であると、 優越

明確に切り出したうえで、これを かじめ発注する必要のある業務を して業務を発注する際には、あら 肯定する方向に働く事情となり得 っかり契約書に落とし込むこと したがって、 フリーランスに対

> 必要があるでしょう。 ており、この点は意識的に行なう が明確に行なわれていないとされ ける業務が明確に切り分けられて いないため、この業務の切り出し る日本企業においては、 職務無限定の雇用契約を締結 社内にお

益を守ることにもなります。 防御にもなり、 結することは、後の紛争の予防・ また、契約書を作成し契約を締 発注企業自身の利

③ 契約成立後の業務指示等に ŧ

くことになります。 と、労働者性を肯定する方向に働 を出す等の行為を行なってしまう また業務の遂行方法に細かな指示 定まった時間の出勤を命じたり、 たり、就労状況を管理するために も、その後の就労実態において、 書に落とし込んだ場合であって 予定されていない業務に従事させ あらかじめ業務を切り出 正し契約

担当者に対しても周知・指導して フリーランスと共に作業を行なう おく必要があります。 この点は、実際に現場において

裁量を与えることのできるスキ 定することも重要です。 ・能力を持つフリーランスを選 また、そもそも業務遂行につき

企業のビジネスモデル・働き方・組織の変革を、法務、税務、労務の観点からサポートする。ほった ようへい 鳥飼総合法律事務所を経て、日比谷タックス&ロー弁護士法人参画

が重要です。

73